



## 保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係  
☎476-1111(135)

### ◆『国民健康保険』のいろは！



#### その6 ～交通事故などで保険証を使うときは届け出を！～

第三者（自分以外の人）からの行為によって受けたケガなどの治療についても、届け出ることにより国民健康保険を使って利用を受けることができます



この場合、加害者が負担すべき医療費を国民健康保険が一時的に立て替えることになります。

**しかし、かかった医療費は本来加害者が支払うべきものなので、後で加害者に請求することになります。**

～第三者行為となるもの～

- ・交通事故
- ・人の家の犬からの咬傷 など

※ただし、次の場合は国民健康保険を使っての治療は受けられません。

- 1 加害者からすでに治療費を受け取ったり、示談を済ませてたりしているとき。
- 2 業務上のケガのとき。
- 3 飲酒運転、無免許運転などでケガをしたとき。



#### ■交通事故にあった際の手続き方法

保健福祉課国民健康保険係の窓口で『第三者行為による傷病届』の手続きをしてください。届け出に必要なものは以下の通りです。

- ・保険証
- ・交通事故証明書（後日でも可）
- ・印鑑（シャチハタ不可）

届け出をされましたら、次の書類をお渡ししますので、後日持って来てください。

- ・第三者行為による傷病届け
- ・交通事故発生状況報告書
- ・念書



#### 大崎町の医療費

区 分	診 療 年 月	国民健康保険		
		一 般 分	退 職 者 分	合 計
被保険者数	平成 26 年 4 月	4,331 人	222 人	4,553 人
	平成 25 年 4 月	4,457 人	239 人	4,696 人
医療費総額	平成 26 年 4 月	136,230,893 円	11,350,136 円	147,581,029 円
	平成 25 年 4 月	126,197,009 円	6,122,249 円	132,319,258 円
区 分	診 療 年 月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり医療費	平成 26 年 4 月	31,455 円	51,127 円	32,414 円
	平成 25 年 4 月	28,314 円	25,616 円	28,177 円